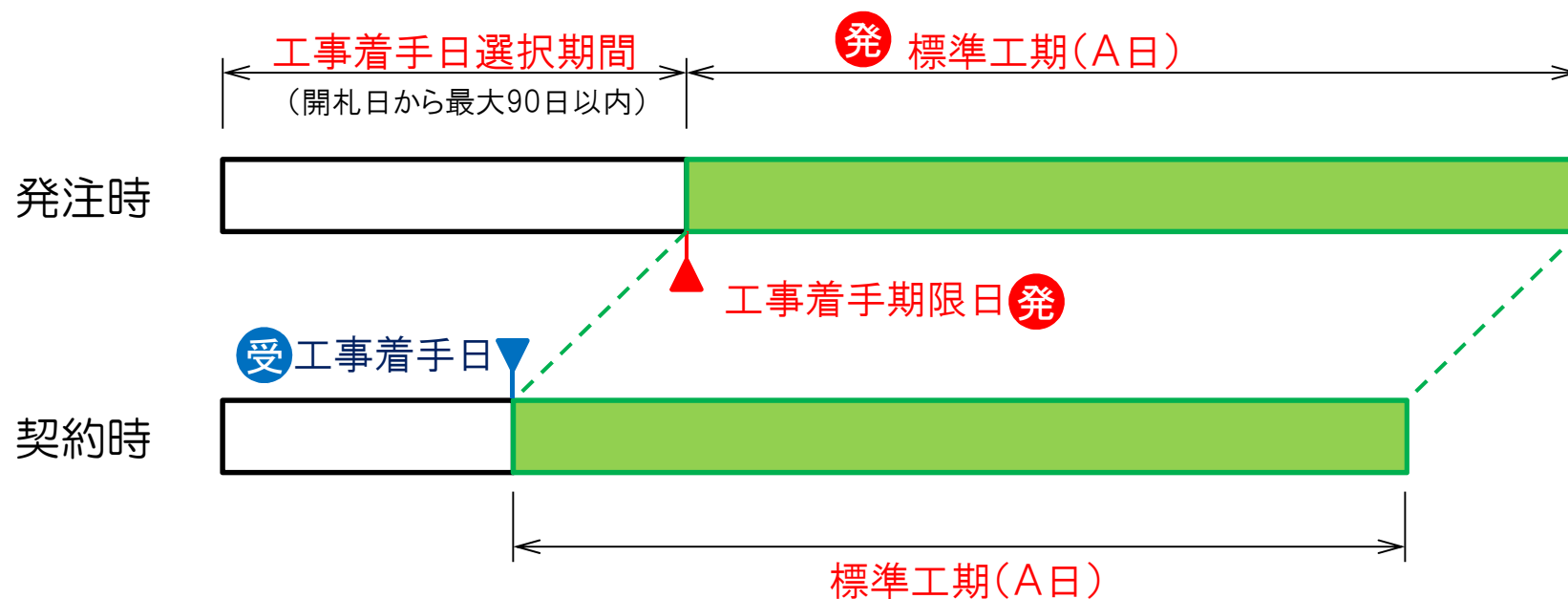


浜松市工事着手日選択型工事 ～概要～

■ 浜松市工事着手日選択型工事の概要

浜松市が発注する建設工事において、発注者があらかじめ設定した工事着手日選択期間内で、受注者が工事着手日を選択して契約締結できる。



発 : 発注者指定 **受** : 受注者指定

浜松市工事着手日選択型工事 ～メリット(例)～

1 業者の受注機会の増加

専任技術者等の配置への対応がしやすくなるため、受注機会が増える

2 技術者、建設機械など建設産業の潜在能力の有効活用

余裕期間を利用することで、技術者の効率的な配置や建設機械、資材等の有効活用が可能になる。

■工事着手日選択型でない場合

AまたはBの工事専任の技術者等が必要な場合、同一技術者等ではどちらかの工事の受注に限られる。

A工事(手持ち工事)

重複期間

B工事

■工事着手日選択型の場合

AまたはBの工事専任の技術者等が必要な場合でも、余裕期間は技術者等の配置が不要なため、余裕期間を利用することで、両工事の受注が可能になる。

A工事(手持ち工事)

重複期間

建設機械等の有効活用も図れる
(施工の平準化) →

余裕期間

B工事(工事着手日選択型)